

**「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案」
に対して寄せられたご意見について**

令和4年11月30日
厚生労働省子ども家庭局総務課

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案」について、令和4年8月23日から令和4年9月21日までご意見を募集したところ、計65件のご意見をいただきました。

ご意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についてのご意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので、ご了承ください。

今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
児童福祉施設等が安全計画や業務継続計画を策定するに当たって、例えば、国や自治体が基本的な考え方を示すなど、施設等の負担が軽減するような方策を検討すべきである。	今後、児童福祉施設等の安全計画及び業務継続計画の策定を支援できるよう、ガイドラインやひな形等を示す予定です。
安全計画の策定について、バス等での送迎に関する内容も盛り込むべきではないか。	安全計画では、散歩等の園外活動時やバス等での送迎などの施設外での活動等を含め、保育所等での生活における安全確保のために行う指導に関することも策定いただくことを予定しており、別途通知にて明確化する予定です。
児童福祉施設等が安全計画や業務継続計画を策定するに当たって、こどもの安全を守るために、また、感染症のまん延時や災害発生時等に、まずは国や自治体の役割や施設等への支援を明らかにすべきであり、自治体と施設等との連携が重要だと考える。	感染症のまん延時や災害発生時等においては、防災基本計画等に定められている物資の調達体制の整備など国や自治体の役割を果たしていくほか、感染症の性質やまん延状況、災害の規模や被害等の状況に応じて必要な業務や支援を行っていきたいと考えております。 また、業務継続計画を策定する過程で、感染症のまん延時や災害発生時等における児童福祉施設等と自治体等の関係各所との連携について整理することとなるため、児童福祉施設等と自治体との連携や自治体の役割等について協議を進める契機としていただきたいと思います。

	<p>また、安全計画については国としては計画策定に当たっての留意事項をお示しし、自治体は安全計画に基づく安全確保のための取組を行っているかを指導・監査を行うことで、施設等に対する安全計画の策定、実行を支援してまいります。</p>
<p>感染症のまん延時や災害発生時等に、児童福祉施設等は厳しい体制となることを踏まえ、平時の人員体制等を拡充すべきである。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>放課後児童クラブについても、基準の新設等により安全管理の措置を講じるべきである。</p>	<p>本改正により、放課後児童クラブについても安全計画等に関する措置を講じることとしています。</p>
<p>保育は必ず保育士資格を持つ専門家に任せるべき。また、看護師を保育士の代わりとみなす運用はかえって保育の質の低下につながるため、看護師を配置するなら独自に配置してほしい。</p>	<p>乳児が3名以下在籍している保育所の看護師等については、保育の質を保つため、別途、保育士と合同で保育を行う旨の要件を課すとともに、各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識や経験を有することを要件として別途通知にて明確化する予定です。</p>
<p>保育所と児童発達支援事業のインクルーシブ保育について、それぞれの対象児童の特性を踏まえた専門性が必要であり、反対する。また、そもそも保育所の現状からみて、現行の制度や基準は十分ではなく、特有の設備・専従職員共有する規制緩和をすることは厳しい職員配置で補い合うことになるため、基準の改善をすべき。</p>	<p>保育所と児童発達支援事業のインクルーシブ保育については、保育所部分、児童発達支援事業部分のそれぞれにおいて、各事業の運営に必要な職員が配置されていることを前提に行うものであり、別途通知にて明確化する予定です。</p> <p>また、保育士の配置基準の改善については、その実現に向けて、引き続き、安定的な財源の確保とあわせて検討が必要と考えています。</p>